

見 積 心 得 書

- 1 業 務 名 称 令和8年度三浦市ノーコードツール利用
- 2 業 務 概 要 別紙仕様書等のとおり
- 3 見 積 合 せ 日 時 令和8年3月10日（火） 午前10時30分
※郵送可（ただし、上記までに必着のこと。）
- 4 見 積 方 法 三浦市契約規則による。
決定に当たっては、見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税を含まない金額を見積書に記載すること。
- 5 契約不適合責任期間 成果物引渡しの日より1年間とする。
- 6 契 約 保 証 金 特に免ずる。
- 7 遅延による違約金 契約金額につき、遅延日数に応じ、契約締結時における政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率を乗じて計算した額
- 8 支 払 方 法 原則、月額払い（詳細は別紙「仕様書」を確認すること）
- 9 契 約 の 条 件 この契約は、令和8年度三浦市各会計予算が令和8年3月31日までに三浦市議会において可決されたうえで、同年4月1日以降に契約の締結をすることにより確定するものとする。
なお、予算が否決された場合において、見積等に要した費用は請求できないので注意すること。
また、暫定予算になった場合には、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。
- 10 書 類 の 宛 先 三浦市長 出口 嘉一
- 11 監 督 職 員 政策部デジタル課 渡邊 直樹
- 12 留 意 事 項 (1) 見積合せ時間に見積書の提出がないものは棄権とみなす。
(2) 同価格の場合は再見積による。

見積書を提出する場合に約定いただく契約条件について

本市からの見積書提出依頼に基づき見積書を提出し、契約を締結することになった場合には、見積書の提出をもって次の条件が付されたことに同意したものとみなすことにします。見積書提出依頼があった場合には、良くお読みいただき同意のうえで提出してください。

【暴力団等排除に係る解除等】

- 1 発注者は、神奈川県警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
 - (1) 受注者が、個人である場合にはその者が三浦市暴力団排除条例（平成23年三浦市条例第2号。以下「市条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。以下同じ。）である場合には市条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められたとき。
 - (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
 - (3) 役員等（受注者が、個人である場合にはその者を、受注者が、法人等である場合にはその役員（市条例第2条第5号に規定する役員をいう。）又は、その支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
 - (4) 受注者が第1号から第3号までのいずれかに該当する者に契約金額債権を譲渡したとき。
- 2 第1項の規定により発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。